

審査請求人

実施機関

審査請求書

提出

審査請求書

補正命令書

補正命令

裁決書謄本

1 審査請求書の形式審査

- 不備がある場合、補正命令
- 補正に応じない場合には、却下の決裁

2 主張の検討

- 審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を公開することとする場合には、認容の裁決

・ 原処分維持の判断

審査会へ諮問

情報公開・個人情報保護審査会

諮問書

弁明書の写し

諮問通知書

弁明書

反論書

必要に応じて提出

反論書

反論書の写し

口頭意見陳述申立書

必要に応じて提出

質問趣意書

口頭意見陳述申立書

質問趣意書

質問趣意書の写し

審査請求人から申立てがあった場合には、審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与える。この口頭意見陳述には、すべての審理関係人が参加し、審査請求人は審査請求に係る事件に関し、処分庁に対して、質問を発することができる。

審査会は、実施機関に対して、対象となった文書の提示を求め、又は、意見書・資料の提出を求め、適当と認める者に陳述させるなど、必要な調査をすることができる。

調査審議
答申の決定

答申書の写し

答申書

審理
終結通知

審理終結通知

裁決書
謄本

答申を尊重して裁決

- 原処分は妥当ではないと判断したとき
→ 認容・一部認容
- 原処分が妥当であると判断したとき
→ 棄却

裁決

裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に上尾市を被告として裁決の取消しの訴え、処分の取消しの訴えを提起することができます。